

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年10月9日
香川県知事 浜田 恵造

1. 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所		株式会社ザグザグ 岡山県岡山市中区清水369番地2		
大規模小売店舗の名称及び所在地		名称	所在地	
		ザグザグ 多度津店	仲多度郡多度津町大 字庄881番地 外	
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名		小売業者		住所
		氏名(名称)	代表者(法人の場合)	
		株式会社ザグザグ	代表取締役 森 信	岡山県岡山市中区清水369番地2
大規模小売店舗の新設をする日		平成31年5月27日		
大規模小売店舗内の店舗面積の合計		1,310平方メートル		
大規模小売店舗の施設の配置に関する事項	駐車場の位置及び収容台数	位置	収容台数	
		図面3 建物配置図 参照	56台 (敷地内に従業員駐車場を10台分を確保する。)	
	駐輪場の位置及び収容台数	位置	収容台数	
		図面3 建物配置図 参照	20台	
荷さばき施設の位置及び面積	位置	面積		
	図面3 建物配置図 参照	60.0平方メートル		
廃棄物等の保管施設の位置及び容量	位置	容量		
	図面3 建物配置図 参照	9.0立方メートル		
大規模小売店舗の施設の	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前9時	閉店時刻 午後12時	備考 -
	来客が駐車場を利用することができる時間帯	駐車場利用可能時間帯 午前8時30分から午前0時30分まで		

運営方法に関する事項	駐車場の自動車の出入口の数及び位置	出入口の数 2箇所	位置 図面3 建物配置図参照
	荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	荷さばき可能時間帯 午前6時から午後10時まで	

2. 届出年月日

平成30年9月26日

3. 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び多度津町産業課
縦覧期間	平成30年10月9日から平成31年2月9日まで

4. 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内(平成31年2月9日)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び多度津町産業課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570高松市番町四丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ